

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p style="text-align: center;">福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 調査 第102条 適用範囲 (略)</p> <p>第103条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～24 (略) <u>25 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</u> <u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u> <u>26 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u> <u>27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。</u> (1)～(2) (略) <u>28 (略)</u> <u>29 (略)</u> <u>30 (略)</u> <u>31 (略)</u> <u>32 (略)</u> <u>33 (略)</u> <u>34 (略)</u> <u>35 (略)</u> <u>36 (略)</u> <u>37 (略)</u></p> <p>第104条～第112条 (略)</p> <p>第113条 打合せ等</p>	<p style="text-align: center;">福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 調査 第102条 適用範囲 (略)</p> <p>第103条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～24 (略) [新設] _____ _____</p> <p>[新設] _____</p> <p><u>25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名 _____ したものを有効とする。</u> (1)～(2) (略) <u>26 (略)</u> <u>27 (略)</u> <u>28 (略)</u> <u>29 (略)</u> <u>30 (略)</u> <u>31 (略)</u> <u>32 (略)</u> <u>33 (略)</u> <u>34 (略)</u> <u>35 (略)</u></p> <p>第104条～第112条 (略)</p> <p>第113条 打合せ等</p>

1～6 (略)

7 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。

② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

114条～第142条 (略)

第3節 測量

第143条 (略)

第144条 用語の定義

2 5 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

2 6 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

2 7 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

(1)～(2) (略)

2 8 (略)

2 9 (略)

3 0 (略)

3 1 (略)

3 2 (略)

3 3 (略)

3 4 (略)

3 5 (略)

3 6 (略)

1～6 (略)

[新設]

114条～第142条 (略)

第3節 測量

第143条 (略)

第144条 用語の定義

[新設]

2 5 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

(1)～(2) (略)

2 6 (略)

2 7 (略)

2 8 (略)

2 9 (略)

3 0 (略)

3 1 (略)

3 2 (略)

3 3 (略)

3 4 (略)

第145条～第152条 (略)

第153条 打合せ等

1～7 (略)

8 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

① 休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。

② 休日前(金曜日等)に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第4節 設計

第182条 (略)

第183条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、各号に定めるところによる。

1～5 (略)

6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

7～25 (略)

26 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第○条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

第145条～第152条 (略)

第153条 打合せ等

1～7 (略)

[新設]

第4節

第182条 (略)

第183条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、各号に定めるところによる。

1～5 (略)

6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(4) (略)

[新設]

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

7～25 (略)

[新設]

2 7 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

2 8 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

(1)～(2) (略)

2 9 (略)

3 0 (略)

3 1 (略)

3 2 (略)

3 3 (略)

3 4 (略)

3 5 (略)

3 6 (略)

3 7 (略)

第184条～第187条 (略)

第188条 管理技術者

1～2 (略)

3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 博士（業務に該当する部門）

(4) (略)

(5) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）

(6) (略)

4～8 (略)

第189条 照査技術者及び照査の実施

1 (略)

2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 博士（業務に該当する部門）

(4) (略)

(5) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）

(6) 林業技師（業務に該当する部門）

3～4 (略)

[新設]

2 6 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名

(1)～(2) (略)

2 7 (略)

2 8 (略)

2 9 (略)

3 0 (略)

3 1 (略)

3 2 (略)

3 3 (略)

3 4 (略)

3 5 (略)

第184条～第187条 (略)

第188条 管理技術者

1～2 (略)

3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(1)～(2) (略)

[新設]

(3) (略)

[新設]

(4) (略)

4～8 (略)

第189条 照査技術者及び照査の実施

1 (略)

2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(1)～(2) (略)

[新設]

(3) (略)

[新設]

[新設]

3～4 (略)

5 照査技術者は、照査計画に基づき、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

6 （略）

第190条～第191条 （略）

第192条 打合せ等

1～4 （略）

7 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

（取組内容）

（1）打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

（2）資料作成の配慮

① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。

② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

（3）その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

（4）災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第193条～第212条 （略）

第213条 安全等の確保

1～4 （略）

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。  
なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2)～(3) （略）

6～8 （略）

第214条～第215条 （略）

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

6 （略）

第190条～第191条 （略）

第192条 打合せ等

1～6 （略）

[新設]

第193条～第212条 （略）

第213条 安全等の確保

1～4 （略）

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2)～(3) （略）

6～8 （略）

第214条～第215条 （略）

第216条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1 (略)

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第216条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1 (略)

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。